

# 液化石油ガス規制審査指針

令和6年4月1日

千葉市消防局

# 目 次

- 1 目的
- 2 用語
- 3 標準処理期間
- 4 千葉市手数料条例施行規則第2条について
- 5 不許可等について
- 6 意見書の交付手続きの省略について
- 7 各種手引き
- 8 事故措置要領
- 9 液化石油ガス保安審査表
- 10 指導課運用

## 1 目的

この指針は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）、千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和5年千葉市規則第 号）に定める液化石油ガスの規制を統一かつ合理的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、法令等で定める技術上の基準のほか、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（例示基準）」（令和3年2月25日 20210203保局第1号）を審査基準として運用する。

本指針の運用にあたり、以下の文献を参考とする。

- 1 「LP ガス法逐条解説」（石油化学新聞社）
- 2 「高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説」（高圧ガス保安協会）
- 3 「ガス機器の設置基準及び実務指針」（日本ガス機器検査協会）
- 4 「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」（日本ガス機器検査協会）
- 5 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」（高圧ガス保安協会）
- 6 「KHKS 技術基準」（高圧ガス保安協会）
- 7 「JLPA 技術基準」（日本エルピーガスプラント協会）
- 8 「保安業務ガイド」（高圧ガス保安協会）

## 2 用語

この指針に用いる用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）、千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和5年千葉市規則第号）において使用する用語の例による。

### 3 標準処理期間

許可申請等の各種申請の処理に要する期間は、当該申請の内容等により必ずしも一定ではないが、標準的な処理期間は、おおむね次の期間とする。

- 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
- (1) 千葉市の休日を定める条例(平成元年3月22日 条例第1号)第1条に定める休日の日数。
  - (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数。
  - (3) 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数。

#### 各種申請に対する標準処理期間

申請区分	標準処理期間	備考	申請区分	標準処理期間	備考
販売事業登録	20日間		貯蔵施設等設置許可	20日間	変更許可は15日間
販売事業認定	20日間		貯蔵施設等完成検査	15日間	
保安機関認定	20日間	更新は15日間	充てん設備設置許可	20日間	変更許可は15日間
一般消費者等の数の増加の認可	15日間		充てん設備完成検査	15日間	
保安業務規程認可	20日間	変更認可含む	充てん設備保安検査	35日間	

※処理期間は、申請日の翌日から起算し、許可証等交付日までで算定する。

#### 4 千葉市手数料条例施行規則第2条について

千葉市消防関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日 規則第26号）第2条第2号中「特に必要があると認められるもの」とは、常用的、恒常的又は反復するものは含まないものとする。